**平成30年3月1日**

**平成30年度事業計画書**

**一般社団法人 Re Smile**

**１　事業実施の方針**

　　　重症心身障がい児が社会の一員として生きがいのある暮らしをするために、その家族・関係者等も含めて、療育のための支援、生活支援・就労支援、介護・リハビリテーション、それらの情報提供や心身障害・健康増進についての普及・啓発等の事業活動を通じて、地域社会との連携を図ることにより、障害児・者のより良い成長をその家族・関係者等の幸福な人生の創造に貢献するとともに、社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。また、法人に関わる全ての人々が本来持つ笑顔で溢れるような活動を継続する。

　　　今期は、定款の下記の事業準備を実施する。

1. 第4条　四　障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業

　今期は、定款の下記の事業拡大を実施する。

② 第4条　三　児童支援法に基づく障害児相談支援事業

③ 第4条　五　障害者自立支援法に基づく相談支援事業

**２　事業の概況**

①　平成30年度は、現在運営している放課後等デイサービス事業を利用している方々が、18歳になった時の、日中活動支援事業としての、生活介護の開設準備に取り掛かる。重症心身障害者・医療的ケア者の生活介護は、地域の社会資源として少なく、ご家族からの希望の声も開設当初より、多く聞いている。

　平成30年、豊田市より、障がい福祉サービス事業者（生活介護）の公募があり、平成32年度開設に向けて、事業者の選定に関わる準備を行っていく。

②・③　現在、相談支援専門員1名配置だが、依頼件数の増加に伴い、相談員を増やし、利用者のニーズに応えれるような体制を整えていく。また、市役所を含めた公的機関、関連事業所とも連携を取りながら、地域における社会資源の問題についても、ワーキンググループに参加して取り組んでいく。

今後も、地域の重症心身障害児・者、医療的ケア児・者が安心・安全に、サービスを利用して頂けるように取り組んでいき、法人に関わる全ての人々が本来持つ笑顔で溢れるような活動を継続できるように精進していく。